

令和元年第3回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和元年9月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年9月9日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和元年9月9日	12時07分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員	5番	末次 明		6番	栗野 久明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 西村 美香子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	寺崎 一生		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教 育 長	大串 和人	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財 政 課 長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税 務 課 長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住 民 課 長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福 祉 課 長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議案第25号 基山町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第2 議案第26号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第27号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第28号 基山町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第29号 基山町手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 同意第6号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第31号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約の変更について
- 日程第9 議案第32号 公工30補（繰）第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ天井）請負契約について
- 日程第10 議案第33号 平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 議案第34号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第12 議案第35号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第36号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第37号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第38号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 認定第1号 平成30年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 平成30年度基山町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 報告第4号 平成30年度基山町健全化判断比率等の報告について

日程第21 報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について

日程第22 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 議案第25号

○議長（品川義則君）

日程第1．議案第25号 基山町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ちょっとお尋ねしますが、この基金条例ですけれども、他の特定目的基金と同じような条例扱いにはなっているのでしょうか。特別何か、この項目で条例がちょっとほかの基金とは違うようなものが入っているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

特段違いはないと思います。繰りかえ運用あたりの規定も設けていますし、もちろん一般会計を通すということも盛り込んでいますので、その他の特定目的基金と同じような形で提案をさせていただいています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

事業説明書の計画概要というところに、今年度は「計画策定のための山林所有者等への意向調査」ということが書かれておりますが、この「山林所有者等」の「等」というのはどういう方を指すのか。それと、意向調査というのはどのような形で行って、どうやって決定していくのか考えているのか、その辺についてお答えいただけますか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

山林所有者等ということでの意味でございますけれども、まず最初、当然、森林を持って

いらっしゃる方なんですけど、その他で申し上げますと、例えば、税金ということで皆さんから徴収いたしますので、広報にもお挙げさせていただいておりましたけど、皆さんから御意見をお伺いするというので、そういった意味での意向でございます。あと森林関係でNPOであったり、林業を事業として行われている方とかいらっしゃいます。そういった団体関係に意見をお伺いするというので行っております。

あと意見の聴取の仕方ですけれども、山林所有者につきましてはアンケートということでやらせていただきまして、林業の団体については直接ヒアリング等を行っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。末次議員。

○5番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

森林環境譲与税の利活用については、6月議会で久保山議員の一般質問がありました。この利活用についての回答は、まずは森林所有者の意向調査や林地台帳の整備、計画策定を予定していますという回答でございました。

それから先のことなんですけれども、基山町は植林発祥の地とも言われておりますし、基山の山を眺めますと非常に杉やヒノキなどの人工林が多うございます。そして、その人工林も今すぐ使えるという人工林が多いんですが、そのことを考慮して基金の使い方を考えてほしいんですけれども、町長としては今のお考えなんか、こういうふうに使いたいとか、こういうふうに使いますという考えはあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いろいろあるんですけれども、ただ、あんまりにも額が小さいので、まずはためることが先かなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。末次議員。

○5番（末次 明君）

日本全国、どこの自治体にもこの税は配分されるんですけれども、例えば、基山町の隣の小郡市なんかを見ますと、ほとんど山林はないんですが、ちょっと予算書を見せてもらった

ら、この譲与税の配分は基山町よりも多いんですよね。そうすると、基山町は既に山林があつて使える木があるということですから、その辺はやっぱり基山町独自の使い方をしていただきたいと思います。

それと、余り研修とか講習ばかりに金を使わず、人的に金を使うなら子どもたちの森林の教育とか、そういうのに使ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先ほどの御指摘のとおり、植林の発祥の地というのも、これは日本書紀にきちっと明記されていることでございますし、ほかの先進的ないい扱い方、この税の前から林業関係でうまく使っているような事例はございますので、今その辺の調査は並行してやっておりますので、お金、まずは基金がたまっていくことと、そういった事例をしっかりと勉強させていただきまして、いい事業を展開できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

資料まで質問があつていますので、ちょっと私も質問します。

先ほど河野議員が質問されたところなんですけど、山林所有者等なんですけど、もともと基山町の山林の所有者は大体把握されてあるんですかね。相当あるんじゃないかな、また所有者がよくわからないとか、そういうのもあるんじゃないかなと思いますけど、これを年度内でされるのか。それとも、これはずっと今から先も続く事業のようなんですけど、ことしから来年に向けてそういう事業調査をされるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

森林所有者数ということなんですけれども、後ほど補正予算でも出てくると思います。大体1,000人弱というところで見込んでおります。ただ、実際、少し準備を進めてみて感じていることなんですけれども、自分が山を所有されているということを知らなかった方であったり、場所がわからないという方がいらっしゃるので、意向調査もことし1回アンケートを

すればそれでわかるというものではなくて、やはりずっと続けていくことで精度を上げていく必要があるのではないかとこのところを今感じているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかに。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

まず、お金のほうですけれども、一般会計の歳入歳出予算をもって額を定めると。基金に入れる金が決まってくる形になるんですけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

そのようにやらせていただきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

それから、第5条ですけれども、要するに繰りかえ運用ですね。目的外で運用する場合ということと思うんですけれども、期間とか、払い戻しの方法だとか、利率の関係をしっかりと戻し入れするというものですから、目的外で運用するという事はないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

基金運用ですが、そういったところはまた出納室であったり、財政担当、関係機関と協議して行いたいと思いますけど、目的外使用という意味ではそういう予定は考えておりません。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございせんか。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今の件でちょっと補足ですけれども、繰りかえ運用は基本的に一時借入金のかわりに使っております。一時借入金というのはその年度内に償還をしてしまう、もう本当に一時的な借入金。要は町の支払いに現金が不足するときに金融機関から借入れをやるんですけれども、

そうではなくて、繰りかえ運用の規定をつくることによって、自分のところの貯金を活用しながら、要は基金のほうに利息を払う。民間の金融機関に利息を払うよりも自分のところの基金に利息を払うほうが自分の財布の中で泳げますので、そういった形で運用をさせていただいております。利率も金融機関に預けたときの利率を準用してやるようにやっております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第25号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第26号

○議長（品川義則君）

日程第2. 議案第26号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。中村議員。

○1番（中村絵理君）

住民課のほうにお尋ね申し上げます。

こちらの議案の中で、旧氏を使うことが許されるということになっておりますけれども、これはせんだって女性の活躍推進が目的であるという御説明を受けております。具体的に女性がこの制度を利用することによってどのようなメリットが起きるかという例でもよろしいので、教えていただけませんかでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

女性の方の旧姓、旧氏の併記で、こんなときに役立つというところがございますけれども、まず保険とか携帯電話の契約、それから銀行口座が旧姓のまま引き続き使えたりとか、また就職、転職のときなど、仕事の場面でも旧姓で本人確認等ができるということがございますので、そういった場面で役に立つというところがございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

私はまだ嫁にも行っておりませんが、やはりほかの女性の方々から伺うと、そういうところが非常に不便であると。籍を変えて、そうするといろんな手続が煩雑で、まだまだやり切れていないという方もいらっしゃるので、これはとてもいいことだと思っております。

以上です。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

ちょっと1点だけ確認させてください。

これは提案理由の中ほどに「旧氏の記載をするため、」と記載がありますがけれども、「旧氏の記載を可能とするため、」ではないでしょうか。要するに、私、様式のサンプルも見えていないので、わからないんですけれども、「旧氏の記載をするため、」となると、旧氏の記載も同時並行としてしていただくのか、それとも旧氏の記載をすることができるということなのか、このあたりを改めて答弁ください。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

住民票登録をしたりとか、当然、住民基本台帳に登録をするということになりますけれども、それと同時に併記のほうが可能になりますので、同時に旧姓併記ができるというところがございます。

○議長（品川義則君）

課長、ちょっと答弁になっていないです。提案理由の「記載をするため、」ということは、できるとか、可能であるとか、これは2つ意味が違うと思うんですけれども、答弁をお願いします。毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

旧氏併記につきましては、できるといったところがございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

ですので、提案理由の書き方の問題かもしれませんが、「旧氏の記載をするた

め、」ではなくて、「可能とするため、」に改めたほうがいいのではないかなというふうに思うわけですね。要するに、「旧氏の記載をするため、」となると、ちょっと提案理由としてはわかりづらい。ですので、そこも含めて、これはちょっと改めてお尋ねしますが、様式のサンプルというのはいまもうできているんですか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

様式のサンプルでございます。今、様式については調整をさせていただいているところでございます。これにつきましては、基山町だけでなく、パッケージ的にAcrocityを利用している関係上、鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町で同時に作業を進めておりますので、今、様式等を作成しているところでございます。

○議長（品川義則君）

毛利課長、提案理由の訂正を求められていますけど、その辺はいかがですか。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

久保山議員おっしゃるように、「可能」ということを入れるとより適切ではあると思いますが、特にここでは「記載をするため、」という記載であったとしても選択をできないということではないと思いますので、このままお願いをさせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第26号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第27号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第27号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

議案第27号の中ほどに表を書いていますよ。今までは審議会委員ということ

の一括でしたのが今回3つに分かれました。専門委員等はちょっと説明もいただきましたけど、臨時委員というのはどういうところで活躍というか、委員が参加されるような情景になっているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

臨時委員につきましては、あくまでもイメージですけれども、今、都市計画審議会がございまして、それに議題によっては専門家を入れたほうがいいという、今の都市計画審議会の枠組みを若干拡大する形で臨時的に委員を招致する際に使うほうが臨時委員というイメージで持っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

事前に指名されるわけじゃなくて、そのときの模様によっては臨時委員という方を別のところから委員になってもらうというようなところでよろしいんですかね。それと、それに対する予算というのも余裕を持ってあるんですかね。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

現在のところ予算については、今回の提案は別の立地適正化の会議をする場を設けるということで専門委員のほうで予算を計上しておりますけれども、臨時委員が将来的に必要な場面がございましたら、少し予算の幅を持たせて、そういった形で町長のほうがその都度委嘱をするような形になりますので、臨時委員が必要になるときは、また別途、予算も含めて検討していきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管ですので、1点だけ町長にお聞きをいたします。

立地適正化計画を策定すると当初予算で決まりました。それで、私もそのときにいろいろ

質問させていただいたんですが、町長はこれでもって、もちろん住民説明もやるけれども、市街化区域の見直しをするというような答弁をされたと思います。これはちょっと議事録を確認する必要もあると思いますが、それでコンパクトシティということなんでしょうけれども、その辺はそう見ていいんですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

議事録を確認しなければいけないと思いますが、立地適正化計画と市街化区域の見直しの話は決してリンクするものではないと思っていますので、並行して行われるものだというふうに思っております。

そして、もともとが立地適正化計画というのは市街化区域が対象になります。だから、そういう意味では市街化区域も拡大していかなければいけないというふうに申し上げたものではなかったかというふうに記憶しております。

今の状況を正しく言いますと、市街化区域の見直し及び撤廃に向けた働きかけはこれからも強くやっていきたい、これは一つの流れでございます。それとは別に立地適正化計画をきちんとやるということと、それから市街化区域に関しても、農業振興計画であったり、それから先ほどの、今、図書館でやっております歴まちの計画であったり、そういったものを市街化調整区域においてもうまくやっていくというふうなことを上手にバランスをとりながら町全体の振興を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、ちょっと確認ですけれども、市街化区域の拡大はこれからも求めていくけれども、この計画で市街化区域の見直しはしないということですね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

立地適正化計画が市街化区域の見直しに直結する計画であるというふうには認識しておりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

単純なことです。この専門委員とか臨時委員を置くというのは、当然のことながら審議会
で了承を得るというのは必ず条件ですよ。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

次回開催されます都市計画審議会の中で了承を得て、設置に至る予定でございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

今の課長の発言、ちょっと次回の都計審の審議ではないと思うんですけども。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

申しわけございません。次回ではなくて、今後行われます都計審の審議の中で了承を得る
予定でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

専門委員の12名、結構人数多いと思うんですけど、専門にたけた人だと思うんですけど、
そういうある程度の方をもう考えていらっしゃる、それとも今から探されるんですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

専門委員の予定でございます。まだ都市計画審議会にお諮りする前でございますので、あ
くまで事務局案でございますけれども、やはり商工分野、それから農業分野、女性も相当数
入れたところで、基山町都市計画の中のそれぞれ知見を持った方を専門委員として招致した

いというふうを考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管ですので、追加資料でもらいました1ページを詳しく説明してもらいたいですけれども、1つは専門部会のあり方なんです。庁内と庁外に分かれて書かれています。庁内は当然、町長から事務局まで、定住促進課まで書いてありますね。庁外のほうに都市計画審議会があって、委員があって、その下に立地適正化計画検討部会というふうな形になっていますね。これはわかるんです。問題は立地適正化計画検討部会、これが専門部会だと思うんですけれども、専門部会の位置づけ、提案は事務局がするんですか。提案、計画案の提出は事務局がするようになっていきますね。都市計画審議会の下に専門部会をつくれば、当然、私は都市計画審議会の会長が委任するという形になるんだろうと思いますね。設置は都市計画審議会の下になって、当然報告はなりますけれども、計画案の提出の仕方、これによって専門部会のあり方というのがまた変わってくるんだろうと思いますけれども、この辺について資料をもとに説明してください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

追加資料で配付させていただきました横表のものをごらんいただきたいと思いますけれども、今、議員おっしゃいましたように、今回、事務局のほうで提案、検討しております立地適正化計画検討部会でございます。今回、都市計画の立地適正化計画ということで、極めて都市計画に特化した計画を立てるということで、都市計画審議会の中でさらに議論をしていただきたいという思いから、都市計画審議会の、いわゆる枠組みの中といいますか、その下にさらに検討部会を設置するというような形で議論をしていただきたいというふう考えております。

当初、よその市町も確認しまして、いろんな形でこちら、法定協議会として別の組織で設置することも可能でありますけれども、今回は立地適正化計画に特化した計画ということで審議会の下に検討部会を設けております。

先ほど重松議員おっしゃいました方向、矢印ですけれども、現在、定住促進課のほうで立

地適正化計画の事務局、それから都市計画審議会のほうの事務局もやっておりますので、これはちょっと兼ねて黒線を、矢印を引いてしまいましたけれども、御指摘のように都市計画審議会から検討するたたき案を検討部会のほうにおろしていただいて、そこで審議したものをまた報告して返すというような流れになりますので、ちょっとここは矢印が1本足りなかったということで、意味合いとしましては都市計画審議会委員長から検討部会のほうに検討を依頼するというような形になります。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第27号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第28号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第28号 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

資料の5ページで基山町税条例の一部を改正する条例の概要というところの主な改正内容の1番、個人住民税の非課税措置というところで、「子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で」というふうに書かれておりますが、事実婚状態でないことを確認というのはどういうことで確認してあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

末次議員の御質問のところですが、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で児童扶養手当を支給されている方がございます。この支給されている方について対象というようなことで確認していくというふうになります。

以上です。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私もちょっと十分理解できないんですけど、私が聞いたかったのは、現在はひとり親とか低所得者が守れる社会で、いいことではあると思っておるんですけども、不正受給者があってはならないとも思っているんですが、日本の税制ではそれ以上、例えば、実際は婚姻関係にないけど、一緒に同居しているとか、そういう方というのは全然排除できないという形になっているんですかね。

事実婚状態というのが、要するに結婚して婚姻届を出して、戸籍上、一緒になっている方の子どもだと、ひとり親じゃなくなるので、例えば、ひとり親が該当する場合はその対象から除外されるんですけども、仮に事実婚というのが、一緒に同居しているけど、婚姻状態にない方とかも入るのかなというのをちょっとお聞きしたかったんです。それは日本の税制上は、法律上できちっと戸籍に入っておかないと、自治体等で税を徴収するときは全然立ち入れないところなんではないでしょうか。ちょっと私もわからないので、お聞きしているんですけど。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず、今回の非課税措置の拡大については、事実婚である方、要するに婚姻状態になくても生計を同一とする所得がある人がいらっしゃる方については当然対象外というふうな形になります。その中で、児童扶養手当を受給されている方というのは事実婚状態にない方が受給されておりますので、その受給されている方が今回の非課税措置拡大分の対象ということになります。

○議長（品川義則君）

課長、事実婚でない状態というものを説明してもらってよろしいですか。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

事実婚でない状態というのは、ひとり親家庭と、その生計を同一とする世帯の中で所得を得ている者がその人だけで、もし別の方というのが同居されていても、その生計を成り立つために生計の糧自体を……

○議長（品川義則君）

答弁調整のため、暫時休憩します。

～午前10時 休憩～

～午前10時2分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

ほかに。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

同じく5ページの概要のところですね。グリーン化特例（軽課）、初めて私はこういう漢字ば見せてもらったけんで、どういうことでしょう。軽課の説明を。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

グリーン化特例（軽課）につきましては、軽課というのはその税率に対して軽減率を乗じるといような意味でございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、これは地方税法とかに出てくる言葉ですかと聞きよつと。この名前、初めて私は見たごたる。この軽課とかという漢字の熟語ば。括弧して軽課と書いてあるでしょうが。初めて見るような熟語でして、この辺の説明はあっていないようですので、軽課と新しく私は見たように感じます。これは税法かどこかに載っている言葉ですか。

それと、ついでに言いますけど、環境性能割の対象を電気自動車に限定するという事は、今までガソリン車とかディーゼル車にもしていたのを、軽課の場合は電気自動車だけしかしませんということは、議案の8ページにあるように、3,900円のとを電気自動車だけとなれば1,000円にしますよ、そういうふうな解釈でいいんですかね。軽課というのが軽自動車ば課税するか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

私も以前、税務課におりましたので、法律の中には軽課という言葉はなかったと思います。済みません、ちょっとはつきりしませんけれども。グリーン化特例という制度があって、こ

れには軽課と重課とあります。軽減をかけるほうが軽課、初回登録から13年以上だったですかね、古い車は重課というふうな考え方がありますので、この軽課とかという表現は以前から一応議会のほうにも資料とかではお見せしてきた表現だと思います。

○議長（品川義則君）

あともう一点。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

平成（377ページで訂正）3年4月以降に取得した軽自動車税に係る分のグリーン化特例（軽課）については、電気自動車、天然ガス自動車がグリーン化特例（軽課）の対象というふうになります。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、電気自動車に限定すると書いてあるやろう。ということは、今まではこの特例はガソリン車にも——ガソリン車というか、ディーゼル車か何か、ほかのにも適用されておったから限定するとなっていると思うんですよね。令和3年からは電気自動車の場合は、8ページで言えば第2号ア（イ）は3,900円が1,000円になるわけでしょう。軽減になるわけでしょう。議案の8ページ。（発言する者あり）いやいや、議案ば言いよっと。だから、今度、令和3年からは電気自動車に限定するという事は、前は幾つかあったんじゃないですかと聞きよっと。それはどういうものですかと。わからんかな。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

電気自動車にまず限定されて軽減措置が受けられるものではございません。

議案資料の9ページのほうをごらんいただきたいんですけども、9ページの説明の中で、下の軽自動車税のグリーン化特例（軽課）に係る見直しということで、現行の軽減率の分と令和4年度以降の軽課の税率の適用について、それぞれの区分の車体について説明をさせていただいております。この分については、先ほど鳥飼議員のほうに質問された分のガソリン車についても、この燃費基準の分が適用されれば、現在のところ適用されているところというふうな形になります。

もう一点、先ほど私が平成3年というような言葉を使いましたので、それはちょっと「令和」のほうに修正させていただきます。

以上です。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私、大した質問じゃないんですけど、この資料のほう、たまたま9ページなんですけど、これを読んだときに、何で改正前から改正後という提出の仕方ですか。ほとんどが逆に改正後から改正前という資料を出してあるのに対して、ちょっとそれは大したあれかもしれませんが、所管じゃありますけど、済みません。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

この分について資料作成の分で、国からの説明資料のほうをもとに、ちょっと参考につくらせていただいておりますので、今回はこのような形で御提示させていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これをつくる法令、総務企画課長どんなふうにも。大体統一されたほうが、今までの私たちはそれで見ているからですね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

新旧対照表につきましては、左側が新、右側が旧という形で表現をさせていただいておりますけれども、こういった説明に関しては、どちらが見やすいかというところはあると思いますので、その辺は作成する状況によって変わっていくのではないかとこのように思います。ただ、そういった原則をつくるのであれば、1つ、新旧対照表に合わせていくというやり方はあると思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

先ほど1点目の子どもの貧困に対応する個人住民税の非課税措置ですね。最終的には委員会でこれは詰めてもらう形になるかと思うんですけども、事実婚状態でないものと。普通、私たちが正式に籍を入れて婚姻届を提出してするのは、法律に基づいたといひましようか、その婚姻ですね。事実婚というのはそれから省いて、例えば、ちょっと例で挙げられていたのが夫婦別姓。夫婦別姓でしたいという場合は婚姻届は出せませんね。だから、婚姻届は出さないけれども、実際は一緒に生活して子どももいるという世帯がたくさんありますね。そういうのを指しているんだらうけれども、今、法律的にきちっとしているという場合はひとり親になりませんね。だから、これは関係ないですね。今回、事実婚である場合がないもの、例えば、こういうふうに幅を広げたと。今まではこれは婚姻そのものが認められていなかったというか、それがまた今回なりますけれども、これをするによって、なぜこれが子どもの貧困の対策になるのかというのが私はよくわからないんですけども、結局、対象者を拡大するというだけなんですか。それとも135万円以下というこの枠が、もともとが上がったという意味ですか。ちょっとなぜこれが子どもの貧困対策になるのかというのがよくわかりませんが、少しそこを説明ください。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず、135万円以下の部分であるひとり親に対して個人住民税を非課税とする額の増減というのは、令和3年度以降の非課税措置についてはあっておりません。この対象者を、今回の分については事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を支給されており、なおかつ所得の中で制限されている方を今回拡大したというようなことであります。

経緯の部分については、現行で非課税措置を受けていらっしゃる、寡婦控除とか受けていらっしゃる方はいらっしゃるんですけども、平成28年の子どもの貧困、全国ひとり親世帯等調査によると、未婚によるものの件数の方が増加しておいて、この方で離婚等について死別要件と変わらないような形でひとり親の方がふえております。ただ、平成30年度の税制改正においては、そのような方たちにも経済的支援が必要だろうという考えのもとで、今回、

税制改正を行われた上で町の税条例を改正するという流れになっております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

なかなか、何かまた説明。（発言する者あり）

この税制の問題と貧困対策が今回兼ねてといいたいまいしょうか、貧困対策のために今回こうした税条例の見直し、これは基山町だけじゃなくて全国的なことですから、きちっとこの辺の説明文は当然国のほうから来ているんだろーと思えますけれども、実際、基山町でこれをすることによって、どれぐらいの方が、何世帯の方が、ひとり親の何世帯、事実婚でない世帯の何世帯ぐらいがこれが拡大するんだと。それに伴って、どれぐらい基山町は貧困対策が進むんだと。政策としてですね。この辺が私たちは理解できれば一つわかるんですね。結局、そこが全くこれだけではわからないものだから、これをするによって基山町の貧困対策はどういうふうに政策的に進んでいきますか。何世帯の方がこれによって、言い方は悪いですがけれども、救済されるようになりますか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

ちょっと所得条件のところまでは確認していないんですけれども、今回の要件に合って、児童扶養手当のほうを受給される登録者関係については10名の方がいらっしゃるというふうにお聞きしております。（「10世帯」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

10名ということです。ほかに。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

非常にわかりづらい案件なんですけれども、とにかく拡大するということはいいことだと思っております。

それで、例えばの事例でいきますと、先ほど課長言われましたように、婚姻届を出さずに、お子さんがいらっしゃる家庭で135万円以下の所得の方がいらっしゃるとします。ただ、その方は世帯分離をしながら御両親のところと一緒に住まいになっています。これは生計同一とした場合に、幾ら以下であればオーケーなのか。これは135万円というのが変わらない

のかどうか。それとももう一つ別の枠があるのかどうか。そのあたりわかりますか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず、非課税措置の適用を受けるのが児童扶養手当を受給されている方というのが要件であります。ですので、世帯構成の分で世帯分離をされている方というのは適用としては外れるような形にはなりません。所得要件についても、当然、児童扶養手当を受給されている方自体の所得は135万円以下である方が対象というふうになります。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、子どもの貧困対策ということで、過去何回も私質問して、その中で未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用をすべきじゃないかということで再三申し上げて、結果として数年前からみなし適用になって、町内の何らかの理由で結婚されずに子どもを持たれている方について大分助けになったのではないかと。ということで先ほど、今回これによって未婚のひとり親が10名いらっしゃるという、これはなかなか難しいんですけども、というふうを確認していいわけですか。

○議長（品川義則君）

10名と先ほど答弁がありました。

○12番（松石信男君）

ありました。

○議長（品川義則君）

はい。

○12番（松石信男君）

いや、ちょっと確認。

○議長（品川義則君）

10名というふうにありました。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

先ほど10名の方というふうにお答えさせていただきまして、その説明の中で所得関係につ

いては調査しておりませんというようなお答えをさせていただいておりましたので、この方について所得要件が加味された上で適用というふうになります。ですので、考え方としては最大で10名というような考え方というふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第28号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第29号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第29号 基山町手数料条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

手数料条例ですね。ちょっと基本的な話でございまして、「日本工業規格」という名前から「日本産業規格」に、同じJISですけど、変わっていると。この法律が変わって公布されたのが令和元年7月1日に国の法律が改正になって、それに基づいて基山町も別表である「日本工業規格」を「日本産業規格」として、航空写真ならば300円手数料をもらいますよという規定の改正と思います。

問題は附則ですね。「この条例は、公布の日から施行する。」と。ということは、いつ公布されるかわかりませんが、令和元年、ことしの10月1日から公布された場合、法律はことしの7月から「日本工業規格」が「日本産業規格」に変更になって、基山町手数料条例の条文だけの中の「日本工業規格」と「日本産業規格」というのは、ことしの10月1日から改正にならんとですよ。3カ月間は基山町だけが日本工業規格を条例上に持っているというふうな状況になるんですよ。だから、私は附則を、この条例は公布の日から施行し、令和元年7月1日から適用すべきと。こうしないと、3カ月間は基山町手数料条例の中に日本工業規格というのが、法律にはない名前が記載されているという。法令審査なり、法令の中でこの問題、私は法律がことしの7月に変わっておるならば、うちの条例も7月にさかのぼるか何かするか、7月1日より施行するというのを6月議会で条例を出す必要性があったのではないかと。だから、3カ月間、うちの条例には法律名じゃない文言が記された条例が登場し

ているというふうに私は思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

国内法律の改正については随時調査を行っているところでございますけれども、今回の件につきましては漏れておったということで、今回、新たに改正をお願いしておるところでございます。

それで1つ、施行日の問題でございますけれども、この件につきましては議員も御存じだと思いますけれども、法令に関しては基本的には不遡及の原則、期日をさかのぼらないということが原則となっております。ですから、逆に言うと施行日をさかのぼるということは例外的な規定を設けるということになります。例外的な規定を設けると申しますのは、例えば、年度当初にさかのぼって申請を受け付けなければならないとか、あと制限を受ける方が有利になるとき、そういったときに遡及をさせていただくこととさせていただいております。今回の場合については、例えば、規格のA4というのが法律名が変わったとしても、特になした法律関係については争うところではございませんので、そういった意味では何ら行政行為に関しては特に不利益をこうむることもございませんので、今回の改正については施行の日からという形でさせていただいております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

総務企画課長がいろいろと調べていますけど、一番の問題は、はっきり言って6月に出し忘れたとが一番の原因と思うんですよね。今、いみじくも総務企画課長はそう言われていますが、結局、この法律が改正になっておるなら、6月議会に手数料条例は改正を出すべきだったのを失念してなっておったと。だから、その辺ははっきり言えばわかるんですよ。だから、はっきり言って、こういうことを言うてはあれですけど、こういう条例の改正とかのときには、よその市町村では専決処分でするときもあるんですよ。こういう軽微な問題とか。だから、私が質問しよつとは軽微な問題だから、現実的に利害はないけど、今、総務企画課長が言われましたけど、ということは3カ月間、うちの条例の中に法律にないことを定めた条文が記載されるということだけは言って終わります。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに法律が施行になって、直近で改正すべきところと言えば6月であったと思います。ただ、こういった事例がしょっちゅうあるということではなくて、やはり気づいたときにきちっと改正を行っていくというふうに考えていますので、私どもとしては、確かに法律は改正されておったものの、今回、一番近いところで改正をしていただいたというところがございます。

県内の状況を調べてみますと、まだまだ改正をしておらないところもございましたので、かといってそれがいいかということではございませんけれども、常にやはり法律の改正については私ども情報収集には今後とも当たっていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これについては第一法規ですかね。基山町の例規集のいろんなものを、恐らく例規集でこの辺を改正の必要があるんですよというふうな通知はないとですか。第一法規なり、よそからの会社から。ただ、職員の方が、この法律が変わったから、これは早くこの議会に出さんばいかんなど。ある程度そういう標準、税条例あたりはあるでしょうけど、そういうのがあって失念されたのか、全然なくて点検されなかったのか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回の法律改正をされた規格名というのは、全国どれだけの自治体が条例の中でこの規格というのを使っているかどうかわかりませんが、本町にしても条例としてはこの1件でございました。ただし、様式等を定めておる規則とか要綱はございますので、そちらのほうについても同時に改正をする予定でございますけれども、そういった意味で特定の条例改正というのがわかるような情報であれば即座に改正を行うところでございますけれども、そういった法律ではなかったというところで漏れておったというところが正直なところがございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第29号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第30号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは所管でもあったんですけれども、基本的なところだけちょっと伺います。

追加資料で5ページですね。これは補正の関係にもなるんですけれども、ここで説明してもらったほうが一番わかると思ってお聞きしておりますけれども、結局、国が今回定めた部分によって変わる部分がありますし、基山町が独自に施策として出している分があると思うんですね。ここに載っているのはあくまでも基山保育園だけでもありますけれども、ほかの、例えば、認可外とか、認定保育園とか、この辺についてどのようになるのかもちょっと説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、無償化といいますか、追加資料の給食費の関係かと思えます。

給食費の関係については、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯が保育料としては無償になるんですけれども、給食費等について拡充がされております。それで、保育に関しては5万7,700円未満、これが認可分ですね。それから、1号認定等についても7万7,101円未満についてが無償の対象となります。それは施設型給付費に4,500円上乗せしたような形で10月以降給付するという形になります。それから、新制度に移行していない幼稚園、基山町内でいいますと見真幼稚園等になりますけれども、そちらについては同様の金額、7万7,101円未満の世帯のお子さんについては4,500円を給付という形で、保護者のほうに給付するような形に

なります。ただ、それを償還払いしてしまいますと、やはり保護者のほうに手間がかかりますので、幼稚園等と今お話をさせていただいて、2万5,700円に4,500円上乗せするような形で現物給付として給付ができるよう調整を行っているところです。

それから拡充、基山町独自の給食費ということですがけれども、今まで小学校3年生以下の3人目については無償としておりましたので、そちらについては同様の4,500円を追加で給付するという形になります。予算項目でいいますと、無償化等給付費ということを6月補正で名称変更させていただいておりますので、そちらのほうで補助という形でお出しするような形になるかと思えます。

それから、18歳以下のお子さんがある家庭については3人目は半額という制度を設けておりましたので、そちらについても2,300円相当を補助という形で上乗せして給付するような形になるかと思えます。

説明については以上です。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

なかなか難しいんですね。難しいというのはなぜかというのと、こういうふうに分けることによって、副食費を半額徴収するところもあれば、全額徴収するところもあると。これは当然そういうふうに分けるのがいいのか悪いのかはちょっと私もわからないんですけれども、この4,500円という金額そのもの、これは例えば、小学生が今4,500円ですね。保育園児、体も小さいですね。栄養のバランスなんかもとりながらされているんでしょうけれども、この4,500円というのは適正な金額ですか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、保育のほうに関して言いますと、今まで保育料の中に4,500円相当が給食費相当ということで徴収をしておりました。それについては国からの基準で4,500円相当で給食を実施するという旨が来ておりますので、どこの園もそれに合わせたような形で給食のほうを提供しておりました。それに見合った金額ということになりますので、適正というふうを考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私もそこがちょっとわからなくて質問したかったんですけど、重松議員もされましたけど、資料19ページのところの主食の提供に要する費用に加え副食費の提供する費用、それが一律4,500円ということがいいんですか。やっぱりたんぼぼ保育園とか、そういうところでも違うんじゃないかなと思うけど、ちょっとそこが私がわかっていない。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

法律制度上で市町村は一律と定めることはできないというふうになっておりますので、あくまでも努力的なところになりますけれども、町内の園のほう、連携をとっておりまして、お話をさせていただいております。町内の園に限っては全て4,500円で行うということで今お話をさせていただいているところです。ただ、町外を見ますと違う園等も多数ありますので、そちらについては今後調査をしていくということになるかと思えます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第30号に対する質疑を終結します。

日程第7 同意第6号

○議長（品川義則君）

日程第7．同意第6号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

同意第6号、23、24ページで資料はいただいておりますけれども、どういう経緯をもってこの方の同意を求められたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

経緯をもってというのは、どういうことでこの方が適任だというふうに思われたんでしょうかという質問でよろしいでしょうか。

まずは基山での勤務経験があるということを考えました。それから、行政経験もあったほうがいいというふうなことを考えました。それから現在、もうやめられていますけど、直近も一番のマンモス校で、その校長として指揮を振るわれていたというふうなこと及び県を含め、いろんなところからのお話もお聞きした中で、今回提案させていただいているというところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回、それを私たちが同意するかどうかというところになるんですけれども、もちろん本人に了解、面接等いろいろして、本人も承諾されてのことだと思いますが、よかったらどういふふうな思いで、これが万が一同意した場合というか、町からの提案に対してどのような思いをおっしゃっていましたか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

同意していただいた後に本人がしゃべるべき話かなとは思いますが、まずは内諾をしていただくときに、こういう行政の教育部門のトップとして手腕を発揮したいという気持ちは強く持っていたので、頑張りますということが1番だと思います。それから、基山に対しては非常に愛着があるので、そういう意味では基山のために尽くしたいということが2つ目だというふうに思います。あとはぜひ同意していただいて、御本人から聞いていただければなどいふふうに思うところでございます。

○議長（品川義則君）

栞野議員。

○6番（栞野久明君）

質問は1点だけですけれども、よく町民の方から聞かれるのが、何で教育長、基山町の出身者というか、在住者とか、そこら辺の方が選ばれないんだろうかと単純に聞かれることが

多いんですね。今のところ適任者がいないのか、また将来的にはあるのか、そこら辺の情報等は町長聞いていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

一生懸命探したけど、今のところは適任者がいなかったと。将来につきましてはちょっとノーコメントでよろしくをお願いします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第6号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第31号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第31号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私の所管じゃありませんので、ここで質問させていただきます。

今回減額ということで、本当にその分、行政としてはよかったと思いますけれども、最終的には消費税のアップもあるにもかかわらず、利率ですかね、それによる効果があって減額の契約ができるということですけど、要するにSPCのほうからの契約というか、減額になったと思うんです。説明では10年間の固定ということもありました。だから、10年間はまずこの契約金額でいくと思います。

やっぱりSPCには、どなたがそのころどうなるかわかりませんが、利率はすごく大きいじゃないですか。そのためにも、行政の財政にもそれがプラスになるんですから、そこら辺でやっぱりSPCには利率というところではしっかり向き合っていたらいいと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まさに利率が変わると契約金額が変わってきますので、その辺はSPCとも密に連絡をとりながら事業を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第31号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第32号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第32号 公工30補（繰）第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ天井）請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

工事の工程表もいただいたんですけども、9月1日から来年1月17日まで総合体育館（アリーナ）を利用停止となっております。アリーナのような利用者の多い既存の施設の改修となると、利用者に利用できないという御迷惑をおかけするんですけども、今回の場合はたくさんの団体が利用してあったと思いますけど、他の代替施設への移行といたしますか、移動についてはスムーズにいったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これにつきましては、事前に2月の調整会議の中でも御説明させていただきまして、準備期間があったということで、特に卓球協会などは大変御苦労いただきましたが、9月1日からスムーズに移行ができております。ほかの施設を御利用いただいているという状況です。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

例えば、卓球台なんかは持ち出しをされて、ほかの施設、中学校なり小学校の体育館にも移動されたというふうに理解していいわけですかね。

それともう一つ、これからも幾つかの大きな行事もありますけれども、例えば、ロードレースなんかではその受付場所とか更衣室とかもなっていましたけど、このあたりはどういうふうに代替を検討されているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、今、議員おっしゃられましたように、町内の学校施設のほうに卓球台を少し動かしていただいております。また、事前に東明館のほうとも御相談させていただきまして、東明館のほうも相談いただければ利用できるというところまでは詰めておりますが、今そこまでは至っていないところで、その前に調整が終わっております。

それから、ロードレースにつきましては、アリーナで控室として利用しておりましたので、その分につきましてはそこを使わない、武道場とか代替施設を利用して対応していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

二、三質問したいんですが、まず予定価格ですね。実際、金額を設定するには設計図があつて、施工計画を立てられて、それに基づいてお金がはじかれていると思うんですが、建築はあんまり詳しくないんですけども、今回の場合は大空間の部分で、つり天井の部分の耐震補強とかをやられると思うんですが、足場が物すごくお金がかかったりすると思いますけれども、そこら辺の妥当性というのは基山町ではどのように検証していますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、予定価格につきましては市場価格というのがございますので、大半は特定のものはございませんので、専門のそういった工事が可能な業者より単価を見積もりという形でつくりながら積み上げをしております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

技術的な確認も当然今おられるから確認されていると思うんですけども、特につり天井で、よそで天井板を踏み抜いて落下して死亡されたという事故もあつたりします。本来はつり天井ですからそういった知識のある方が入るんですけど、設備屋とか、余り技術的に詳しくない方が入られた場合に非常に危険性があるもので、そこら辺の安全面とか、そういったものの落札、入札の条件とかであると思うんですけども、そういったことは建設課長のほうはどのようにチェックしていますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、当然私どもも監督の中でそういった指導はしてまいります。さらに、建設業の関係の安全管理等で、法令の省令等でそういった安全帯、転落防止対策とか、そういうのは全て行うように定められておりますので、業界のほうでもそういう形で適正に行われるという分はあると思います。さらに、行政のほうでも監督側でそういうのを適正なチェックと指導をしてまいりたいと思っています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

あと設計変更の可能性はあるのかなしかな、今のところないつもりで発注されると思いますけれども、仕様変更とか、材料をどうしても変えなきゃいかんというような事態があれば設計変更につながるのかな。あとその中には消費税の関係、8%から10%に変わる部分が途中であるのか、そこを組み込まれたものかだけ最後に説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、変更は現時点では予定をしておりません。ただ、当然見えない部分等ございますので、そこはまた適正に、変更になるのかどうか、対応をしていきたいと思っております。

消費税につきましては、10月を超えた契約となりますので、これは消費税の改正に基づきまして10%で積算をしております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

確認だけさせていただきます。

今回の入札の関係ですけれども、当初、最低の入札率を決めるときには0.7ぐらいから始まって、それからずっと0.75で、0.85ぐらいまで上がって、今回0.9までなっていますね。基山町は今、最低落札率を決めるときには全て0.9で統一しているのか、この確認だけお願いします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

最低制限価格でございますね。最低制限価格は国の制度に準じて90%で統一をしております。工事費についてでございますけれども、統一をしております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第32号に対する質疑を終結します。

ここで11時まで休憩いたします。

～午前10時49分 休憩～

～午前11時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第10 議案第33号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第33号 平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第33号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第34号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第34号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第34号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第35号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第35号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の30ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

31ページ、32ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

33ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

35ページ、第2表 地方債補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 款 1 項 1 目、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12 款 1 項 4 目、5 目、8 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13 款 2 項 1 目、2 目、8 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14 款 2 項 1 目、2 目、3 目、4 目、8 目。久保山議員。

○7 番（久保山義明君）

2 項 1 目。さが未来アシスト事業費補助金について、お尋ねをいたします。

追加資料を出していただきました。これらの事業を見させていただきますと、ほぼ行政主体の継続事業に充てられていると感じています。

そこで、例えば、町民組織で構成されるCSOでありますとか、一般の公募、そのこと自体を告知、募集をされたのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

広報等で募集をかけさせていただいているところでございます。（429ページで訂正）

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

その結果、募集、応募団体がなかったという判断だと思いますけれども、私は、もちろん行政主体の事業の継続に充てるのもいいとは思いますが、こういうものこそ本来の協働推進に当たる事業だと考えます。そういった意味でも、もっと丁寧に募集をかけていくべきだったのではないかなと思いますけれども、そのあたりの考え方、また、このさが未来アシスト事業というのが令和何年度まで続くのかも含めてお答えください。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

さが未来アシスト事業費補助金につきましては、今年度から形を新たにしてスタートした事業でございます。いつまで継続されるかということについては、まだ県のほうから伺っておりませんが、まだ始まった1年目でございますので、まずはことしやってみて内容を変えながら少し使いやすい形にしていきたいというふうに県のほうからは聞いております。

また、随時募集という事業でもありますので、ほかのCSO団体などからお話を聞きながら随時対応できるものは対応していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

最後に、この事業の大まかな概要、例えば、県が2分の1、基山町が2分の1の構成なのか。そして、またどういったものに対してこの補助金が活用されるのか。それと、この未来アシスト事業そのものがさが未来スイッチ交付金からの移行なのかどうか、この3点をお尋ねします。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、さが未来スイッチ交付金からの移行ということはあると思います。

それから、補助事業、今回の内容については、行政の申請もあるんですけど、やはり今回のものについては、そういう地域活動する団体の自立を促してしていきたいというのが今回

の目的の中に書かれているものでございます。

補助率については50%補助となっております。そういう自主財源、今後自立していくための自主財源を確保できる場合は、その分を除いて50%とするという形となっております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款2項1目。末次議員。

○5番（末次 明君）

こちらは旧中央公民館の跡地の売却ということで聞いておりますが、追加資料で土地売払収入明細の地図と売価ですか、価格についていただいておりますが、あと基山町にまだ残るのは、337-1だけが基山町は所有地として残るのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

町に残りますのはそうです。追加資料の4ページの図を見ていただきますと、地番でいきますと337-1、この分が基山町に残る分になります。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

余り急げ急げと言うと町長からまた怒られますけれども、ここはもう既に更地になっているんですけども、今後の利用の方法としてどういうふうを考えてあるのでしょうか。場合によっては民間に売り払うということも考えても、この広さだといいと思うんですけども、その辺はまだ全然検討されていないんですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今現在、職員用の駐車場として利用をさせてもらっています。

今後の話ですけれども、まだ先にはなるんですが、この河川改修に伴って、ちょうど9区公民館のところの橋梁でございますけれども、あそこのかけかえがあるときに迂回路が必要になってまいりますので、現段階で土木事務所からお話を聞いているのは、今この町に残る部分の土地、この分を迂回路として使えないかというふうなこともございますので、基本建物が建ったらまずいというのもありますので、当面は駐車場あたりで利用をさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

すると、今駐車場で使ってあるというのは、これは図書館の職員の方の駐車場ということなんですかね。そうすると、これが入る、工事が入ったりすると、職員の方はここにはとめられなくなるということなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

そうですね、現在は図書館の職員と、あと保育園の保育士さんたちも幾らかとめてあると思います。先ほど申し上げた迂回路として使う場合には、そうですね、とめることはできないですけれども、恐らく時期的にはあと10年先ぐらいの話になるかとは思っています。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項3目、10目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回、公共施設整備基金の繰入金に3億5,000万円取り崩しを減らしたという形で、資料の55ページを見れば7億2,870万円に公共施設整備基金はなるという形になります。

一方、その後のふるさと応援寄附金が逆にこれは5,470万円取り崩しをふやして、基金の

残りが3億3,127万円になると。こういう基金の片方、公共施設は基金繰入金を減らし、そしてふるさと応援寄附金からはふやすという、このバランスですね。これはどういうのを基準にされていますか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、ふるさと応援寄附金につきましては、極力活用を図っていきたいという考え方がございますし、公共施設整備基金、それから財政調整基金につきましては、当初予算編成の際に財源不足を補う意味で繰り入れをしてきておりますので、理想といたしましては、財政調整基金、それから公共施設整備基金、ここの繰り入れをゼロにできればなというふうには希望は持っております。先ほど申し上げましたように、活用の順位としてはなるべくふるさと応援寄附金から活用していきたいというふうと考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款2項2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款4項2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。18ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項4目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、2目、3目、5目。末次議員。

○5番（末次 明君）

2目の文書管理費の18節、庁用備品、これは1階、2階にシュレッダー購入ということなんですけれども、このシュレッダーというのは基山町ではあくまでもリースじゃなくて購入を考えてあるのでしょうか。それと、大体何年ぐらいを耐用期間と、もてるというふうに考えてあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

このシュレッダーに関しましては、特に今のところリースで行おうというところではなくて購入という形でお願いしたいというふうに思っております。

何年使用可能なのかというところがございますけれども、使用頻度にもよるとは思いますけれども、どちらかというところ、シュレッダーそのものの本体の中で言う裁断する部分ですね。こちらがどれだけでもつかというところになるとは思いますけれども、基本的には前回の分でも10年近くは使用したんではなかったかというふうに記憶しておるところでございますので、なるべく長い期間使用できるように適切なメンテも行いながら管理をしていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それと、あとやっぱりシュレッダーの使い方なんですけれども、個人が自分の書類が不要

になった場合は、基山町は自分が持ち込んで自分で処理するとなっているのでしょうか。それとも、課でまとめて誰かが持ってきて、時間が空いているときといいますか、そのシュレッダーが空いているときにしているのでしょうか。何かそういうふうなシュレッダーするのについては、基山町としては何かガイドラインみたいな、そういうふうなのは設けてあるんですか。それとももう自由なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特にガイドライン等は設けておりませんが、まずは紙を廃止するに当たって、例えば、裏面を使える分ですね、個人情報などがなくて裏面が使える分についてはまず裏面を使うというのを優先させていただいています。その後に、その裏表使った分については廃止という形になりますけれども、廃止になった分の中で、特に個人情報が入っている分については、それぞれが責任を持ってシュレッダーで廃棄をすることとしております。

一定量たまることがございますので、その分については総務企画課のほうに現業の囑託等もおりますので、そういったところで大量にシュレッダーをかける場合もございますけれども、基本的にはそれぞれの職員で行っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひ10年ということなので、1年でも長くもてるように大事に使っていただきたいと思えます。

それとやっぱり秘密情報がありますので、その辺はしっかり廃棄の徹底といいますか、シュレッダーをかけるというのはもう少し具体的にマニュアルとかをつくって、外部に情報が漏れないとか、そういうふうな徹底を図っていただきたいと思えます。回答はいいです。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

定住のほうになると思えますけど、前ページから来ています企画費の22ページ、19節のところですね。

○議長（品川義則君）

済みません、5目までにしております。天本議員。

○2番（天本 勉君）

行政不服審査会事務委託料で4万5,000円、この行政不服審査会、案件があったとき開催されると思うんですけども、今委員の審議会のメンバーをよかったらお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この分については、基山町の場合は佐賀県のほうに委託をお願いしておりますので、直接的な委員という方はいらっしゃいません。うちのほうでの責任者となりますと、私が行わせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項6目、7目、8目、11目、12目、13目、14目、15目、22ページまで。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

先ほどは済みません。その19節のところでもよろしいですかね。資料もいただいております。資料は69ページになると思います。

二、三あるんですけど、この細かいことは委員会の付託でされるとは思いますが、支給対象者に、2つ目の丸に「東京圏のうち条件不利地域以外の地域」というのはどういうところですかね。

もう一つが、「申請時において、転入後3か月以上1年以内であること」、ここら辺の確認というのは、住民課、転入を届けに来られた場合は住民課が対応するというんですけど、そういう細かい事情じゃないけど、言葉が出てきませんが、その条件、それを住民課と今後どのように連携される予定でしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まず、条件不利地域でございますけれども、まず今回、対象者は23区内に5年以上住んでいらっしゃる方、また23区内の企業に勤めてある方というふうになっておりますけれども、東京圏内でも条件不利地域と言いまして、例えば、過疎——ここでちょっと読み上げさせてもらいます。「過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において想定される条件不利地域を有する市町村」ということで、細かく東京圏であっても条件が悪くて過疎の状況を招いているところにつきましては今回対象に、そちらに移住しても対象になりますよということで規定がされております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

いや、先ほど言いましたように、住民課との連携はどのようにと。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

申しわけございません。住民課との連携になりますけれども、まずは5年以上住んでいたかどうかというのは本人の申請によりますので、住民票等をまず確実に公的な書類を出していただく形になります。

こちらで一部、いわゆる5年以内に転出した場合等、いわゆる移住をされて定住されたかどうかの確認というのが、こちら受け側の自治体の事務としてありますので、そちらにつきましては、住民課の担当とも協議をしております、住民票のシステムの中にこの補助金を使ってといいますか、この方につきましてはこの移住支援金を使われた方というのが、印がつけられるようなシステムになっているということですので、そういう形で対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私も同じ19節の移住支援金についてで、資料の69ページ、同じところに関してなんですけれども、関東方面とか就職した若者に関してすると、離職が3年未満が非常に高いというところで、そういう部分で早目に確保するという部分では5年待たずして3年ぐらいで確保す

るのが妥当じゃないかなと思いますけれども、なぜ5年以上になっているのかということと、同じ支給対象者の中に県が運営するマッチングサイトに求人を掲載した企業に就職することというふうになっていますが、8番目の必要性、効果のところでは、基山町内の無料職業紹介所を最大限活用して雇用のマッチングを行い、町内での雇用確保というふうになっています。県のほうに就職しなくてもいいのか、その辺の整合性がわからないので御説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まず、なぜ5年以上にしたのかということですが、こちらは国のほうが示しました基準に基づきまして、県、それから今回の事業に賛同して事業を開始します市町全て5年以上ということで基準を設けておりますので、それにあわせて基山町のほうでも5年以上ということにしております。

また、県のマッチングサイトに登録している企業ということで、いわゆる23区内から転出、定住される方、移住される方が、その県のマッチングサイトに登録している企業に就職するというのがまたもう一つの条件になっております。

これに関しましては、県のほう、また国のほうとも基山町には無料職業相談所が開設されておりますので、いわゆるそういった公的な紹介状でも可能なのかということで調整をしましたけれども、今回につきましては、いわゆる県が運営しているマッチングサイトに登録している企業に限定するということでしたので、それであれば、町のほうに今企業登録されてある、求人されてある企業に対して、県の登録サイトに登録していただくように働きかけを行っているというところで対応させていただいております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

5年に関してはそうかなと思っていたんですけども、じゃ、今度逆に関東方面で基山町に移住したい、そういう職業を、就職をこっちでやって、ほかの自治体もいろんな広報をやられていくんでしょうけど、関東方面、23区内とか住まわれている方に対して、基山町として他の自治体と差別して来ていただくような方策というのはどういう手段でやられていくの

でしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

具体的には、今まで本町で取り組んでおりました定住促進、いわゆる住みやすい町というものをアピールするしかないと思っております。

また、今回、基山町内の企業のみならず、佐賀県内、それから隣接する福岡県内の企業であっても、福岡県の登録するマッチングサイトに登録してある企業に対して就職する方に対しても制度の対象となっておりますので、いわゆる通勤される方にとって便利な町ということで売り出しておりますので、東京の佐賀県事務所のほうにも、いわゆる福岡県内の企業、登録企業であっても佐賀県に住んでそちらに就職するときも移住支援金の対象になるということ強くPRをしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

6目1節のまちづくり推進審議会の委員報酬ですけれども、説明があったと思えますけれども、あと3回この会議を行いたいという中身ですけれども、このまちづくり推進審議会の業務の中にまちづくり基本条例の見直しも入って、ちょうどまちづくり基本条例が施行されて10年間たつわけですけれども、この基本条例の大きな見直し、今まで小さい見直しはされてきたんですけれども、この大きな見直しをするために今回3回の委員会の審査を行うという中身でしょうか。ちょっとこの辺について説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まちづくり基本条例の中に、5年を経過しない範囲でそういう見直し、改版があれば検討するというようになっております。今回が、27年度に前回見直し作業をさせていただきました、条例そのものではなくて、中身の整備というか、基金を使いやすいようにしたりとか、いろんな取り組みを27年のときにしております。

今回、それを受けまして5年経過したわけですので、今回、その諮問をさせていただいて、

今検討していただいているところでございます。

当初予算に例年どおりの3回分しか予算を組んでおりませんでしたので、それで不足するというので追加して今回補正をお願いしているところでございます。今3回経過しまして、今慎重審議をしていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

このまちづくり基本条例を制定するときのいきさつの中で、議会としても約1年間、議会でも議論を重ね、最終的には賛否が分かれる中で可決をしたというふうな中身でもあるんですね。

そのときに、このまちづくり基本条例、これをやれば逆に町の機能が、住民の活躍する場が少なくなるんじゃないかという意見もあったり、議会の発言、制限にもなるとか、いろんな部分が実はあったんですね。しかし、10年間見直してくる中で、私も若干見直しをするところが出てきたのかなというのがあると思いますけど、見直しの手続するのはいいんですけども、最終的にはこれは議会にまた当然条例の見直しですからかかりますよね。そのときに、逆に言えば、前は本当最初でしたので1年間ぐらい時間を置いてしたんですけども、前広に議会のほうに今こういう審議をしていると、こういうところの条項の見直しをしているというのをやっぱり議会のほうに随時報告してもらいたいと思いますけれども、それは大丈夫ですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今3回終わりました、審議していただいておりますが、それは議事録をとっておりますので報告は可能でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項7目、8目、11目、12目、13目、14目、15目、22ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款4項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目、4目、5目、6目。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

27ページの3款1項1目の18節の備品購入費、施設備品で、これはD I Yのサポーター養成講座の工具や机ということで伺っております。

先ほど末次議員言われたシュレッダーの新規の購入とかと、ああいうシュレッダー等については非常に使用度が高いということで長年使われるということでしょうけれども、こういった講座等で使われる工具とか机、今後の全体的に言えることかもしれませんが、リサイクル市場がある程度普及している中で、何でも新品で買えばいいということじゃないと思うんですが、その辺の購入に対して検討するようなことは考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回のD I Yサポーター養成講座のほうでは中古品の購入というのは考えておりません。

一応議員、先日の委員会のほうでもお答えしましたんですけれども、工具と机・椅子等の

購入を考えているところでございます。

机・椅子につきましては、このDIY講座をする以外では、憩の家の会議室の机・椅子としても利用をしていこうと思っておりますので、そういった面では新品購入をいたしまして、長く使っていこうと思っている備品のものでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

今回の内容に対して細かく指摘するつもりはないんですけども、やはり昔は中古品と言うと、使ったものをそのまま、特に整備もせずに第三者にまた販売するとかということが多かったんですけど、最近の市場的には、その商品をきちんと動作確認をチェックして、またそれに対してのパーツの交換なり、そういうアフターサービスとかも非常に整っているような市場ができ上がっているようなところもあると思います。

先ほどのシュレッダーみたいに長く10年間とかメンテナンスしながら使うというふうなことであればいいのかもしれませんが、施設でその後も使われるということも言われましたけど、単発の事業等に関しては、そういったリサイクル市場の商品とかも今後町としては考えていく必要があるんじゃないかなと思いますので、今後の購入に対しての検討として御一考いただければと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

答弁はよろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、2目、3目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

1目の13節、委託料の子育てガイドブック作成業務委託料、これたしか去年冊子の増刷と言うんですか、それをなされたような気がしますけど、今回は簡単に説明では改修という答弁でしたけど、要するにどういうところを改修されて、どれぐらいの冊子数を発行される予定ですか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まずはガイドブック自体のデザイン等を変える予定というのはございません。ただ、今のガイドブックについては推進交付金の項目であったり基山保育園の項目、それからバディ認定こども園等が載っていないような状況であったりもしますので、そこら辺の記載をやり直すという形になるかと思えますし、先ほどの議案等も上げさせていただいておりますけれども、今回無償化という事業もありますので、住民にとっては非常にわかりにくい部分もありますので、無償化のページ等も作成したいと思っております。ページ数等は変わらないような形で作成をさせていただきたいと思っております。

それから、11節の需用費に印刷製本費を上げさせていただいております。こちらのほうで印刷をさせていただきたいと思っております、部数については、同数の1,000部程度を今年度中に作成したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにご覧ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、2目、3目、4目、29ページ。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

1目の今回13節の委託料、これ新規で資料も70ページにいただいておりますね。細かいことはあれとして、これ以前というか、平成30年度では産前産後のサポート業務ということで、約58万8,600円、また乳幼児健診、育児における相談業務で40万円とかいう、平成30年度もそういう事業はあったんですが、今回は新規ということで新たに、町長もそういう産前産後のところで力を入れたいということはおっしゃっていましたが、以前の平成30年度とどういうふうに違うのかを説明いただけませんか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

この産婦健康診査業務委託料と産後ケア事業の委託料につきましては、産後鬱関係が主に

なってくると思います。産婦健診の委託のところではエジンバラという鬱関係の質問表、そういうところを必修項目としておりますので、保健指導のヒアリング、その結果等を見ながら、産後鬱になりましたら病気ということになりますけれども、その手前の状態ですね、産後鬱になる手前、マタニティブルー等もありますので、そういうところを対象としたところで産後ケア事業、これがショートステイ、病院での、産婦人科でのショートステイになりますので、そちらのほうにつないでいくような形で子育ての支援を行っていきたいというところになっております。産後鬱というところが一番の違うところだと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回の新規としては、その産後鬱を特に重視した内容ではありますけど、従来、今まで平成30年度でもなさっていたようなことは、もちろん引き継ぎながらということによろしいんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

産前産後等の訪問等、相談の事業については、今までどおり養育の観点からやっていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項2目、3目、5目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

農業総務費の修繕費は庁用車の修繕費と聞いたんですけど、ちょっともう一回説明、済みませんが。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

修繕費につきましては、庁用車の修繕ということで、かなり災害等ございまして、そういった現場等の確認とか行かせていただいたんですけど、我々の不注意でちょっとバックで当てたりとか、難しい悪路とかを行っていましたので、大変申しわけないんですけどお願いしたいと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、庁用車の管理は一括管理じゃなくて、各担当事業ごとに庁用車の管理はされているんですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

各課で管理している庁用車もございます。現場が多い建設課あたりは台数的にも3台ぐらい持っている。それ以外については財政課のほうで管理をいたしております。ですので、今回みたいに修繕が必要な場合は、所管課のほうで予算を計上していくということにしております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

50台あって10台ぐらいは各課と。あとは集中管理と。だから、庁用自動車の場合、私は当然一括管理をやって、何といたしますか、車検切れとか間違いないように常時把握するようになっているけど、各課で管理させているということは、その理由はどうですか、私は一括管理すべきと思いますけど。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

基本的に、各課のほうで管理してくるのは各課専用車でございます。ですので、財政課が管理しているのは空いていればどこの課の職員でも使っていただいてもいい。多くはやっぱり現場を抱えている課が自分のところの専用車といいますか、という形で管理をさせていただいているという状況になります。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それが財政課長としては適切だという感じでやってあるんでしょうけど、やはり各課じゃろうがどうじゃろうが、庁用車管理というのは一括して管理して最小の経費でというか、いちいちこういうのは産業振興課から予算出さなくても財産管理費の中の庁用車管理費として一括管理すべきと私は思いますけどね。

そういう、副町長、そういうことで変更になっておるですか。この問題について、副町長はどう思われますか、庁用車管理は。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

産業振興課が庁用車を持っているいきさつといたしまして、以前リースとかで補助が出る庁用車を持っていた時期がございまして、そういう補助がなくなってリースが使えないというか、なって庁用車を購入という経緯もございましたので、そういったところで産業振興課が庁用車を管理しているということが名残というか、残っているところでもございます。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

基本的には庁用車は一括管理なんですけれども、今言ったように現場が多いところですね、例えば、建設課、産業振興課等につきましては、毎日現場へ行きますので、使用の予約とかできませんので、そういうところは各課で庁用車を管理していただくというようなことに今しております。（発言する者あり）そうですね、保険とかは財政のほうで一括管理をしていると思うんですけれども、使用とかそういう部分については各課で、さっき言ったように

予約とかをしょって現場に行けませんので、そういうことにしております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項2目。32ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

1目の19節に企業立地促進特区補助金ということで、2つの企業かな、おっしゃってましたし、電気料の補助とか、そういう説明をいただきましたけど、この2カ所とはどこの企業で金額はどのような金額で、それぞれ違うと思いますけど。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

企業立地促進特区補助金といたしましては、基山町と進出に関する協定を締結した企業に対しまして補助金を、今回は電気料金の補助金を行うものでございます。企業といたしましては、1つ目はJ A全農ミートフーズ、この企業は平成31年1月に操業を開始されまして、30年度でいきますと4カ月分の電気料金が753万円ほどありますので、その電気料金の4分の1を補助させていただくことにしております。金額といたしましては188万2,000円となります。

それから、もう一つ、日本タングステンにつきましては、今回は増築ということで、平成30年4月に増設部分の操業開始をされておまして、1年間の電気料金が増設部分に関する電気料金を計算いたしましたところ、622万4,000円というようなことで申請が上がってまいっておりますので、その電気料金の4分の1以内の補助ということで計算いたしまして、155万6,000円の補助を考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

8款1項の15節、これ資料をいただいていますよね、65ページと66ページですかね。それで金額的に結構大きいですよね、2,600万円。それは町道舗装補修工事と町道維持補修工事ということで、資料が65ページ、66ページに書いてありますけど、簡単で結構ですけど、全部というわけにはいきませんか。例えば、牛会・八ツ並線舗装工事、要するに舗装工事ということは全体的に道路を一度めくると言うんでしょうかね、それからまた新設したきれいな道路というか、アスファルトにされるとか、そういう工事でしょうか。お答えできる範囲内で簡単に教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回、牛会・八ツ並線の舗装の補修で上げさせていただいているのは、橋梁との接続部分がございます。こちらのほうが非常に傷んでおる部分と、また、ポットホールと呼んでおりますが、穴があいておりまして、そこは直営で現在修繕等はしておるんですが、やっぱり交通量が多いために修繕では間に合わない部分が出てまいりましたので、今回工事費で舗装の剥ぎ取り、また舗装を行うという形の方法での工事費を上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今度、桜町・伊勢山線舗装修繕というのも同じような条件ですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

桜町・伊勢山線につきましては段差がございまして、この段差が近隣の宅地の家屋のほうに影響するような状況になっておりますので、ここにつきましては一度剥ぎ取りまして、段差のもとを補正いたしまして、再度また舗装し直すという形で現在上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目、38ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

13節の委託料で確認させてください。ひまわり教室の横の樹木剪定だと思われませんが、どういった剪定をされるのか。実はこれ、ひまわり教室の指導員の先生から非常に、どこまで切られるんだろうというふうな質問を受けましたので、ちょっと改めて、どういった剪定を行われるのかを答弁ください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

樹木剪定委託料につきましては、今、議員から御指摘いただいたとおり、基山小学校の南側ですね、ひまわり教室と道路の間に3本ほどありますけれども、まずそちらの木の枝が道路側にかなり伸びておりますので、そちらのほうを伐採いたします。

また、ひまわり教室の建物のほうにも、もう窓の近くまで枝のほう伸びておりますので、その部分も伐採すると。これは根伐採、根元から切るということではなくて、やはり学校敷地内で日除けになる部分も必要であろうということで、枝のほうを短めに剪定をするということで計画をしております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目、4目まで。末次議員。

○5番（末次 明君）

42ページ、3目。文化財保護費の13節の空中写真撮影委託料なんですけど、こちらの事業は受託事業ということなんですけれども、仮にこの空中写真撮影委託料となると、ドローン等で今だと撮影をされると思うんですけれども、これは別にこの事業に限ったことじゃなくて、基山町としてふだんからドローンを基山町が所有していろんな場面で活躍するというふうな、活用するというふうなことは考えておられないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

この部分の空中写真撮影については、遺跡の発掘作業を行いますので、その部分をドローン、もしくはヘリを使って空中から撮ると。恐らく今のところドローンということで計画をしております。こういった事業等も使用するところもございますので、今後、事業の中身で自前で持ったほうがいいのか、そういった部分も、経費とかの部分もいろいろございますの

で、いろんな面を検討しながら今後考えてまいりたいと思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それはもう教育学習課だけじゃなくて、基山町全体で使えるということで、災害時には危険箇所とかも直接足を運ばずにも見れますし、あと価格というのも、今めっちゃくちゃ安くなっておりますよね。それと、操作するに当たっても、たしか免許というものはなくて、講習を受ければできるということなので、このあたりというのは総務企画課長、そういう検討を今後入れないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

災害時に関して申し上げますと、そういった協会のほうと協定を結ばせていただきました。なぜ自前を準備しないかというのと、やっぱり技術そのものが日進月歩でございますし、そもそも撮影の技術とか、例えば、今で言うとGPSとか、そういった機能も備えている中では、やはり職員でそういったものを操作して撮影するのには少し限度があるのではなかろうかと。そういうことであれば、必要なときにきちんと見積もり等もとって、適正な価格でお願いしたほうがかえってきちんとできるのではなかろうかというふうに今のところは考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、今回の空中写真撮影委託料35万1,000円というのはちょっと高いような、素人目に考えると高いような気がするんですけども、例えば、ドローンですと数万円から50万円ぐらいまでというのが普通出ているようですし、操作についてもある程度、やっぱり役場で1人か2人か持っていただくというのは、私は決して無駄にはならないというふうに思っていますが、副町長どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

どういふふうを使用するかということもあるかと思いますが、そういう技術者が役場においてマイナスになることはないと思いますけど、実際、それを取得するまでに簡単には取れないと思いますので、今後そういう機器がどういふふうが発達していくかというのものもあるでしょうけど、今のところ、総務企画課長が申しあげましたように、今協定を町内の事業者と結んでおりますので、その場合はその応援を受けることができますので、今現時点ではそういったことで運営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

資料の76ページ、77ページのところで、古寺遺跡の予算と範囲も書いてありますけれども、この地域の住宅団地開発を行うという形で、今回の発掘調査が行われるわけでもありますけれども、この地域は市街化区域ですから、当然開発行為が行われるわけですが、この範囲が、今回発掘調査の予定地は書いてありますけれども、どれぐらいの広さが今回この団地開発をされる予定で今回の発掘調査が行われるのかと。この古寺遺跡の後が0094と書いてありますね、ここは高下団地になりますね。それと0095、そして0096があります。それ以外にも今の残存農地、この中にある残存農地で、部分開発もずっと行われてきたところでもありますけれども、どれぐらいの範囲で今回、この団地造成の許可、申請が出ているのか。そして、それ以外の農地、例えば、あった場合、小規模に団地開発する場合には、こういう発掘調査はしないでいいのか、この境目ですね。しなければならぬところとしなくてもいいと、この辺はどのようになっていますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

まず、今回古寺遺跡内の開発ということで申請が出ている開発区域については6,097平米でございます。この6,000平米全てを調査するのではなく、遺跡を取り壊す可能性がある範囲ということになりますので、単純に盛り土をするところの部分は今回の調査の対象区域には含めておりません。そういう部分では、今回文化財発掘調査の対象となるのは1,010平米になります。

市街化区域内の部分で、面積で発掘のほうするのかということでございますけれども、一応その遺跡内に関しては届け出をまずしていただくことになります。その中で、宅地等で造成をする場合、単純に先ほど言いましたように、盛り土の場合であれば特に遺跡はそのまま保存されるということになりますので大丈夫なんですけど、やはり構造を変える場合というのは、こちらのほうで仮の調査を行いますで、試掘等を行って、それで状況を調査することがございます。なので、面積要件で幾らということではなく、その利用の用途によって、基本的には届出をしていただいて、そこでこちらが調査が必要という場合に調査に入るという形になります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目、2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

2目の15節。工事請負費のところの林道施設災害復旧工事、説明では岩坪線ということでしたね。それから、7月21日の災害とかそういうところで、資料も出ていましたけど、8月28日については、今から整理するということの答弁でしたけれど、岩坪線、要するに基山（きざん）道路でよろしいんですかね、違うんですかね、どうなんですかね、そこでよろしいんですかね、岩坪線って。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

岩坪線につきましては、亀の甲ため池の先に吉祥寺というお寺があるんですけど、そちら

のほうから登っていく林道のことを指しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

わかりました。それでごめんなさい、私の認識が間違っていましたけど、その草スキー大会が10月12日に予定されていますけれど、あの基山（きざん）までの道路のところは今通行どめですかね。それから、今回の8月28日の災害ではどのような状況ですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

草スキー大会については影響がないようにしたいと考えておりますが、先日全協でも御説明させていただきましたとおり、昨年から繰り越しで行っている林道寺谷線の2号箇所について、舗装面が広がっておりましてということで、そこは充用させていただきました、8月末の工期で終わるようにしております。ただ、蛇足というか、補足ですけれども、その先に道整備交付金ということで、寺谷線の改良をまた予定しておりますけれども、大会には影響がない範囲で行っていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第35号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第36号

○議長（品川義則君）

日程第13、議案第36号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の36ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

37ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

38ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第36号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第37号

○議長（品川義則君）

日程第14、議案第37号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の39ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

40ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

41ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第37号に対する質疑を終結します。

日程第15 議案第38号

○議長（品川義則君）

日程第15. 議案第38号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の42ページをお開きください。43ページまでございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書、収益的収入及び支出の収入の部。

1 ページ、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出に入ります。支出、3 ページ、4 ページ、5 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出に入ります。収入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の部。7 ページ、8 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 ページ、予定キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

予定貸借対照表、12 ページ、13 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第38号に対する質疑を終結します。

日程第16 認定第1号

○議長（品川義則君）

日程第16. 認定第1号 平成30年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第1号に対する質疑を終結します。

日程第17 認定第2号

○議長（品川義則君）

日程第17. 認定第2号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第2号に対する質疑を終結します。

日程第18 認定第3号

○議長（品川義則君）

日程第18. 認定第3号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第3号に対する質疑を終結します。

日程第19 認定第4号

○議長（品川義則君）

日程第19. 認定第4号 平成30年度基山町下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第4号に対する質疑を終結します。

日程第20 報告第4号

○議長（品川義則君）

日程第20. 報告第4号 平成30年度基山町健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終結します。

日程第21 報告第5号

○議長（品川義則君）

日程第21. 報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第5号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第22 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第22. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後0時7分 散会～